



# 熊本県公報

## 目次

|                              |                 |   |
|------------------------------|-----------------|---|
| 指定居宅サービス事業所の指定               | (高齢保健福祉課)       | 一 |
| あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定   | (市町村総室)         | 一 |
| 保安林の指定に関する予定                 | (森林保全課)         | 二 |
| 公 告                          |                 |   |
| 県営土地改良事業計画変更                 | (農村計画課)         | 二 |
| 県営土地改良事業計画                   | ( " )           | 二 |
| 平成十三年度熊本県保育士試験全科目合格者         | (児童家庭課)         | 三 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見           | (商工政策課)         | 三 |
| 地域歯科保健情報データベース開発業務の一般競争入札の実施 | (健康増進課)         | 三 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく届出             | (商工政策課)         | 四 |
| 熊本県林業改良指導員資格試験の実施            | (林 政 課)         | 五 |
| 登 載 依 頼                      |                 |   |
| 有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催  | (有明地域保健医療推進協議会) | 六 |
| 有明地域保健医療推進協議会の会議の開催          | ( " )           | 六 |
| 有明地域保健医療推進協議会の会議の開催          | ( " )           | 七 |

## 告 示

熊本県告示第七百八十七号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
 平成十三年十月十五日  
 熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【訪問リハビリテーション】

| 事業所の名称及び事業所の所在地      | 事業者名       | 指定年月日     |
|----------------------|------------|-----------|
| 狩場医院                 | 医療法人社団 豊栄会 | 平成十三年十月四日 |
| 下益城郡豊野町大字糸石三千八百九十七番地 |            |           |

### 【居宅療養管理指導】

| 事業所の名称及び事業所の所在地      | 事業者名       | 指定年月日     |
|----------------------|------------|-----------|
| 狩場医院                 | 医療法人社団 豊栄会 | 平成十三年十月四日 |
| 下益城郡豊野町大字糸石三千八百九十七番地 |            |           |

熊本県告示第七百八十八号  
 公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十六条第一項の規定により、次のとおり決定した旨本渡市長から届出があった。  
 平成十三年十月十五日  
 熊本県知事 潮 谷 義 子

| あらたに生じた土地  | 編入する字       |
|--|-------------|
| 本渡市下浦町字柿塚新田8344の6に隣接する道路地先<br>公有水面埋立地<br>23.76平方メートル | 本渡市下浦町字柿塚新田 |
| 本渡市下浦町字柿塚新田8344の5に隣接する道路地先<br>公有水面埋立地<br>6.49平方メートル  |             |

|   |           |
|---|-----------|
| 本渡市下浦町字廣浦 83600の9、83600の11地先公有水面埋立地<br>3 2 3 . 8 9 平方メートル                           | 本渡市下浦町字廣浦 |
| 本渡市下浦町字廣浦 83670の2、83660の2、83640の4<br>及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地<br>1 1 3 . 3 2 平方メートル |           |
| 本渡市下浦町字廣浦 83930の2地先公有水面埋立地<br>1 3 . 6 4 平方メートル                                      |           |

熊本県告示第七百八十九号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。  
平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字恵峯二六二、二七〇の一、二七二から二七五まで、字前田四一四、四四〇、字古屋敷五三四から五三六まで、五三七の一、五三七の三、五六〇から五六二まで、五六六、五六七、五七〇、五七三、五七三の三、字鳥越六七〇、六七一、六七五、六七七
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第七百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成四年十月十二日確定した県管南関地区土地改良事業（農業用道路）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十三年十月二十九日までに南関町農業委員会に申し出られたい。  
平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 事業計画変更の概要

県管南関地区土地改良事業（農業用道路）計画変更概要書

二 公告場所

南関町役場

熊本県公告第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県管大矢野中央地区土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同法第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し立てられたい。  
平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県管大矢野中央地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年十月十六日から平成十三年十一月十二日まで

三 縦覧場所

大矢野町役場

熊本県公告第七百五号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第十項の規定に基づく平成十三年度熊本県保育士試験の全科目合格者は、次のとおりである。

平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 |
|------|------|------|------|------|------|
| 二二四  | 一一五  | 三三六  | 五八三  | 七九三  |      |
| 一一九  | 一一八  | 三六八  | 五七七  | 七八六  |      |
| 一〇五  | 一一〇  | 三四八  | 五四九  | 七四三  | 一〇三三 |
| 九四   | 一一五  | 三四四  | 五四五  | 七七八  | 一〇〇六 |
| 八三   | 一一四  | 三四〇  | 五四〇  | 七〇一  | 九八九  |
| 七七   | 一一〇  | 三三九  | 五三九  | 六九一  | 九七五  |
| 五五   | 一一〇  | 三三八  | 四九五  | 六八三  | 九七一  |
| 五二   | 一一〇  | 三三四  | 四七六  | 六七八  | 九六八  |
| 五〇   | 一九三  | 三三三  | 四七三  | 六七五  | 九五〇  |
| 四七   | 一八九  | 三一七  | 四六九  | 六五九  | 九四一  |
| 四三   | 一八五  | 三一四  | 四六四  | 六四七  | 九三八  |
| 三八   | 一八一  | 三一三  | 四六三  | 六四三  | 九一六  |
| 二六   | 一八〇  | 三〇一  | 四六〇  | 六四二  | 九一三  |
| 一一   | 一六八  | 二八五  | 四五九  | 六三八  | 九〇六  |
| 六    | 一六六  | 二七九  | 四四九  | 六三五  | 八九七  |
| 五    | 一五一  | 二七二  | 四二六  | 六三一  | 八八六  |
| 四    | 一五〇  | 二六六  | 四一六  | 六〇四  | 八八三  |
| 三    | 一四五  | 二六二  | 四〇一  | 六〇一  | 八三三  |
| 二    | 一二七  | 一五五  | 三九三  | 五八九  | 八〇〇  |

熊本県公告第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による熊本県の意見を述べたので、同法第八条第六項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハンズマン画図店

熊本市画図町大字重富字外無田一〇一四一―ほか

二 県意見の概要

1 開発許可を所管する本市から、計画地内の既存宅地の東側に隣接する区域は、既存宅地と一体的な土地利用（駐車場、外売場）は認められないとの意見が提出されたことから、届出内容の見直しが必要となるため、その場合における周辺の生活環境への影響に配慮した対応を図ること。

2 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」において、「廃棄物等の運搬業者等の決定に当たっては、関係法令に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選択を行うこと。」となっていることから、廃棄物の処理予定業者は、市町村の許可を受けた最終処理予定業者とすること。

三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成十三年十月十五日から平成十三年十一月十四日まで

熊本県公告第七百七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

1 委託業務の名称

地域歯科保健情報データベース開発業務

2 委託業務の内容

熊本県保健医療計画に基づく地域歯科保健情報データベースの開発

3 委託業務の詳細

入札説明書による。

4 委託期間

平成十三年十一月十六日から平成十四年二月十五日まで

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 平成十三年度情報システム等の関連業務委託に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成十三年熊本県告示第三百四十八号）による資格審査において、情報システム開発の資格を有すると認められた者であること。
  - 2 熊本県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
  - 3 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成五年熊本県告示第百四十三号）別表第二各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があった場合、当該事実があった後、一年以上経過している者であること。
- 三 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次の各号により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 1 申請期間  
平成十三年十月十五日（月）から平成十三年十一月二日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
  - 2 申請場所  
四の1に同じ。
  - 3 申請方法  
四の1の場所へ持参すること。
- 四 入札手続等
- 1 担当課  
熊本県健康福祉部健康増進課（健康増進班）  
郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号  
電話〇九六一三八三一一一 内線七〇七五
  - 2 入札説明書の交付期間及び場所  
(一) 期間  
平成十三年十月十五日（月）から平成十三年十一月二日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで  
(二) 場所  
1に同じ。
  - 3 入札及び開札の日時並びに場所並びに入札書の提出方法  
(一) 日時  
平成十三年十一月七日（水）午後一時三十分  
(二) 場所  
熊本県健康福祉部聴聞室（熊本県庁行政棟新館五階）  
入札書の提出方法
- 三 変更する年月日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
くらし館国府店  
熊本市国府三丁目二八番二八号  
熊本県知事 潮 谷 義 子
  - 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 (株) 壽屋、(株) カジュアルジャパン  
変更後 (株) 壽屋、(株) アレス  
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時  
変更後 開店時刻午前十時 閉店時刻午後十一時  
3 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時三十分から午後九時まで  
変更後 午前九時三十分から午後十一時まで
- 五 その他
- 1 入札保証金  
入札説明書による。
  - 2 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書又はこれに附属する資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - 3 落札者の決定方法  
熊本県会計規則第八十九条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 4 その他詳細は入札説明書による。
- 熊本県公告第七百八号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成十三年十月十五日

平成十三年十月二十五日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、五三九平方メートル

2 駐車場の収容台数

八二台

3 駐輪場の収容台数

四〇台

4 荷さばき施設の面積

三〇平方メートル

5 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

6 駐車場の自動車の出入口の数

三か所

7 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後十時まで

五 届出年月日

平成十三年十月二日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十月十五日から平成十四年二月十四日まで

熊本県公告第七九号

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年熊本県条例第十八号）第二条の規定により、平成十三年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成十三年十月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 試験の種類及び日程

筆記試験 平成十三年十二月十日午前十時から正午まで

口述試験 平成十三年十二月十日午後一時から午後五時まで

二 試験の場所

熊本県庁十階共用第二会議室（熊本市水前寺六丁目十八番一号）

三 試験の方法

1 筆記試験

イ 必須科目 林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械）及び普及方法の二科目

ロ 選択科目 森林保護、森林機能保全、林産、特用林産又は林業機械のうち、受験者があらかじめ選択する一科目

2 口述試験

社会常識その他林業改良指導員として必要な能力等

四 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して一年以内に卒業見込みの者

2 学校教育法による短期大学又は森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条第二号の農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達する者

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

3 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達する者

4 前三号に掲げる者のほか、これらの者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

1 提出書類等

イ 受験願書

ロ 履歴書

ハ 卒業証明書等

イ 四の1に該当する者にあつては、最終学校の卒業（卒業見込み）証明書

ロ 四の2又は四の3に該当する者で検定に合格した者以外の者にあつては、最終

## 学校卒業証明書

- (ハ) 四の3の検定に合格した者にあつては、検定合格証明書
- (ニ) 四の4に該当する者にあつては、知事が発行する受験資格認定書
- (ホ) 四の2に該当する者にあつては、四の2のイ若しくは口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上であることを証明する職歴証明書
- (ヘ) 四の3に該当する者にあつては、四の2のイ若しくは口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上であることを証明する職歴証明書
- 二 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札形のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

## 2 受験資格の認定

前号八の(二)に規定する受験資格の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書に履歴書、最終学校卒業証明書を添付して、知事に申請するものとする。

## 3 試験手数料

試験を受けようとする者は、受験申請の際、試験手数料として熊本県収入証紙二千七百円分を受験願書に貼って納入するものとする。

なお、収入証紙に消印をしないこと。

## 4 提出書類等の受付期間及び提出先

## イ 受付期間

平成十三年十月二十六日から平成十三年十一月九日まで。ただし、郵送による場合は、平成十三年十一月九日付けの消印のあるものまでを有効とする。

## ロ 提出先

熊本県林務水産部林政課(熊本市水前寺六丁目十八番一号、郵便番号八六二一八五七〇)

なお、郵送の場合は、必ず書留郵便とし、封書表面に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。

## 5 提出書類用紙の交付

提出書類用紙は、熊本県林務水産部林政課又は各地域振興局林務課で交付する。郵便で提出書類用紙の請求その他試験についての照会をする場合は、必ず八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 六 受験票の交付

知事は、資格審査を行い適格者に対して受験票を送付する。

## 七 合格者の公表

合格者については、試験実施後一月以内に氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

## 八 その他

受験手続その他不明な点は、熊本県林務水産部林政課(電話〇九六(三八三)一一一(内線五五九三))に問い合わせること。

## 登 載 依 頼

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第一号

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十月十五日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 松 本 欽 一

## 一 開催日時

平成十三年十月二十二日(月)

午後一時半から午後三時まで

## 二 開催場所

玉名市岩崎一四〇

玉名市民会館 第二会議室

## 三 議題

1 救急告示医療機関の更新について

2 有明地域健康危機管理の推進について

3 その他

## 四 傍聴者の定員

十人

## 五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第締め切る。

## 六 問い合わせ先

玉名市岩崎一〇〇四一一

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県有明保健所総務企画課)

(電話 〇九六八―七二二―八四)

有明地域保健医療推進協議会公告第二号

有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十月十五日

有明地域保健医療推進協議会長 尾方克巳

一 開催日時

平成十三年十月二十二日(月)

午後三時半から午後五時まで

二 開催場所

玉名市岩崎一四〇

玉名市民会館 第一会議室

三 議題

1 有明地域保健医療計画の推進について

2 保健所業務の運営について

3 救急医療専門部会の報告について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第締め切る。

六 問い合わせ先

玉名市岩崎一〇〇四―一

有明地域保健医療推進協議会事務局(熊本県有明保健所総務企画課)

(電話 〇九六八―七二二―八四)

